

令和7年 第3回

仁 木 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

開 会 令和7年8月5日（火）

閉 会 令和7年8月5日（火）

仁 木 町 議 会

令和7年第3回仁木町議会臨時会議事日程

◆日 時 令和7年8月5日（火曜日）午前10時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 同意第2号 仁木町副町長の選任について
日程第7 同意第3号 仁木町監査委員の選任について

令和7年第3回仁木町議会臨時会会議録

開 会 令和 7年 8月 5日 (火) 午前10時30分
 閉 会 令和 7年 8月 5日 (火) 午前11時19分

議 長 横 関 一 雄

副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（8名）

2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生 4 番 佐 藤 秀 教
 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫 7 番 上 村 智 恵 子
 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

1 番 前 田 春 奈

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 長	浜 野 崇
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	桂 下 友 芳
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 参 事	関 雅 樹
総 務 課 参 事	濱 田 敬 司	教 育 次 長	和 田 秀 文
財 政 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 会 長	木 田 憲 一
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(浜 野 崇)
企 画 課 長	奈 良 充 雄	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	代 表 監 査 委 員	原 田 修
福 祉 課 長	菊 地 健 文	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 参 事	浜 野 公 子		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 会 午前10時30分

○議長（横関一雄）皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。前田議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から令和7年第3回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、8番・嶋田議員及び2番・山内議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員会委員長（木村章生）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日、8月5日火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について、申し上げます。本臨時会には、同意2件が付議されております。

次に議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6から第7の同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し別室にて協議の上、いずれも即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日8月5日火曜日、会期は開会が8月5日、閉会が8月5日の1日限りといたします。

次に、その他の事項でございますが、当面する行事予定は、お手元に配付のとおりです。以上、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日8月5日の1日限りにし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日8月5日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配付しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和7年第3回仁木町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和7年第3回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。そして、原田代表監査委員、今井監査委員、木田農業委員会会長におかれましても、万障繰り合わせの上ご出席を賜り感謝申し上げます。

先月、参議院選挙において、熱い戦いが繰り広げられたばかりであります。今年の夏は気温が高い日々が続く、全国的に厳しい暑さに見舞われております。この長引く猛暑や水不足により、農業に限らず、様々な分野に与える影響は大きいものがあります。今後の気候変動に対応するインフラや産業など、災害対策も含めて、国や自治体だけではなく、民間企業団体や地域、個人が連携するとともに、国際協力体制も確保し、取組を進めることが重要であります。

さて、政治とはディールであると考えているトランプ大統領により世界の国々はディール外交に翻弄されておりますが、先般、日本も同じく日米関税交渉による合意内容が示され、今回の合意が今後の日本経済や産業にどのような影響を与えるものか注視していかなければなりません。アメリカファーストを掲げる米国との取引では、日本の毅然とした対応が求められるところであり、相互がウィン・ウィンの関係に至るか、ノーディールとなるのか予断を許さない状況にあります。これらの状況を踏まえ、日本を取り巻く国際情勢、社会経済情勢、環境問題などに対応するべく、今後の政治が果たす役割を明確にさせ、目先の課題解決だけに捉われることなく、目指すべき未来社会像と国の在り方について、再度原点に立ち返らなければならない場面に直面しているものと考えます。先の選挙でも垣間見た何々ファーストといった自分の利益を優先すべき志向から、共生社会の実現に向けた国・地域づくりを目指していくことの重要性を改めて認識させられた次第であります。さて本定例会には、木村議会運営委員会委員長からご説明ありましたとおり、議案2件を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。令和7年第3回仁木町議会臨時会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、台湾花蓮県鳳林鎮との友好交流協定の調印について申し上げます。7月15日、仁木町民センター交流ホールにおきまして、台湾の花蓮県鳳林鎮と友好交流協定の調印式を挙行いたしました。この度の調印は、台北駐日経済文化代表処札幌分処の尽力により実現したもので、道内では21か所目となります。花蓮県鳳林鎮は台湾の中東部にあり、人口は約1万人、主な産業は農業で米やスイカ、ピーナッツの栽培が盛んと伺っております。今回調印した協定書には、相互理解と友好を深め交流を促進することや、観光や農産物のマーケティングを促進し利益を創出すること、災害時には相互に物資を供給することなどが盛り込まれており、台湾における本町の魅力をPRすることや、農産物の輸出拡大の足がかりになるものと期待しております。調印式には、花蓮県鳳林鎮のリン・ケンペイ鎮長を始め28名の訪問団が来町されたほか、リ・イツヨウ駐日代表もリモートで出席され、双方が自然や観光、農産物などの共通点を通じて、ウィン・ウィンな関係を築かれることを期待しますと挨拶されました。

次に、「仁木町さくらんぼフェスティバル」及び「ワイリングウォークフェスNIKI」について申し上げます。

6月29日に「第41回仁木町さくらんぼフェスティバル」が晴天のもと開催されました。今回は一般国道5号倶知安余市道路仁木インターチェンジの開通後、初の開催となり、当日の入込み客数も昨年度の4500人から5000人へ増加するなど、町内外から多くの皆さまに会場へ足を運んでいただきました。会場では、旬のさくらんぼ販売や、恒例のさくらんぼ種飛ばし大会などが行われ、果樹観光のオープニングイベントとして大きな盛り上がりを見せました。また、仁木インターチェンジの開通に伴い、イベント駐車場の混雑が懸念されたことから、関係機関のご協力を得て、仁木インターチェンジ敷地の一部を臨時駐車場として活用させていただいたほか、株式会社パナソニック I T Sから派遣されている地域活性化起業人の知見を生かし、タブレットアプリによるリアルタイムでの駐車場状況の共有と、来場者向け情報発信といったDX技術を活用した新たなサービスを実施いたしました。今後につきましても、実行委員会の創意工夫のもと、町を代表する果樹産業と観光資源の魅力を広く発信するイベントとして、更なる集客と地域経済への波及効果が期待されることから、町としましても引き続き必要な支援と連携に努めてまいります。

7月13日には、本町のワイン産地としての魅力を広く知っていただくことを目的に、今年で3回目の開催となる「ワイリングウォークフェスNIKI 2025」が、仁木町ワインツーリズム推進協議会の主催により開催されました。当イベントは、国際的なワインコンクールでの受賞等を背景に、近年、注目や関心を集めている仁木町産ワインを、それぞれのワイナリーで醸造家とふれ合いながら楽しめる特色のあるイベントとなっており、インターネットを通じて販売された500枚のチケットも完売となるなど、大変な人気を博しております。参加されたワイン愛好家の皆さまは、澄み渡った夏空のもと、ワイナリーが集積する旭台エリアを散策し、町内11社の自慢のワインと、このイベントのために用意された地元食材使用のペアリングフードを堪能されました。また、参加された皆さまからは、ワインだけでなく、仁木町の美しい風景が醸し出す非日常が楽しめるイベントとしても好意的なご意見をいただいております。町としましても、当イベントは町が推進するワインツーリズムの普及と定着に資する重要な取組であると捉え、次年度以降も趣向を凝らした魅力的なイベントとして、持続的に開催されることを期待しております。

次に、熱中症警戒アラート発表に伴うクーリングシェルター設置について申し上げます。

近年、地球温暖化の影響により、記録的な猛暑が常態化しつつあり、熱中症対策は自治体にとっても喫緊の課題となっております。熱中症による死亡者数が増加傾向にあることを受け、熱中症対策の一層の強

化のため、令和5年4月に成立した「改正気候変動適応法」が令和6年4月から全面施行されました。

改正気候変動適応法では、人の健康に係る重大な健康被害が生ずるおそれがある場合に発表する「熱中症特別警戒アラート」を創設するとともに、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を市町村長が指定できることとなりました。今年は記録的な猛暑となっており、本町においても7月23日から25日までの3日間は特に気温の上昇が著しく、熱中症特別警戒アラートの発出はなかったものの、熱中症対策を講じる必要があると判断し、高齢者の方々や自宅に冷房設備のない方などが暑さをしのげる場所として、町有施設の町民センター、いきいき88、大江コミュニティセンターのほか、仁木町社会福祉協議会、銀山学園、町内2か所の郵便局のご協力を得て、全7か所の施設をクーリングシェルターとして開放いたしました。また、町民の皆さまが各施設を利用するための周知方法として、防災無線やFacebook、LINE等を活用し、内容をお知らせしたほか、移動するための交通手段の確保として、クーリングシェルターまでの移動に際し、ニキバスを利用された方につきましては、運賃を無料といたしました。開設した施設のうち、町民センターやいきいき88にはそれぞれ数名の方が避難され、涼をとっていただきました。今後も気温上昇に伴う猛暑は続くものと考えているため、引き続き、熱中症対策を講じてまいります。

次に、日本郵便株式会社との「クーリングシェルターに関する協定締結式」について申し上げます。

7月28日、熱中症対策の推進として、本町と日本郵便株式会社による「クーリングシェルターに関する協定締結式」を行いました。本協定により、仁木及び銀山郵便局が災害級の猛暑時におけるクーリングシェルターとして機能することで、町民の皆さま、特に高齢者の方々や小さなお子様連れのご家族、冷房設備のないご家庭の方々が安心して涼をとり、休憩できる場所を確保できるようになりました。この度の協定締結を機に、地域における熱中症対策はもとより、更なる連携の可能性を探り、町民の皆さまの安全・安心な暮らしを支えるパートナーシップをより一層強化してまいりたいと考えております。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和7年第3回仁木町議会臨時会教育行政報告について申し上げます。

はじめに、仁木水泳プール開設の延期について申し上げます。

仁木水泳プールにつきましては、7月7日の開設に向けて、6月24日からプール清掃を行い、6月30日及び7月1日の2日間で注水を行いました。その後、7月3日にろ過機を作動させ、水の汚れなどを除去する作業を行っていましたが、ろ過機作動後4時間程度が経過した頃にプールの状況を確認したところ、水位が異常に低下している状況を確認いたしました。図面等により原因を究明しましたが、原因がわからず、翌日も水位の低下が収まらない状況が続いたことから、教育委員会内で協議を行い、期限を設けずに開設日を延期することといたしました。7月8日にはろ過機メーカーによる状況確認を行ったところ、ろ過機には異常がなく、バルブの調整で水位を安定させることが可能である旨の説明を受け、少しずつ調整を行ったところ、12日には水位が安定してきたため、水質検査を行い、18日、金曜日に開設いたしました。なお、各小学校のプール授業につきましては、赤井川村のプールを利用させていただき、実施しております。今後におきましては、各種バルブの調整やろ過機の修繕を実施し、安定的なプール利用が図られるよう取り組んでまいります。

次に、小中学校の暑さ対策に係る休校等の措置について申し上げます。

今年の夏は、北海道において記録的な猛暑となっており、本町においても7月17日には、仁木小学校で校内の室温が上昇することが予想されたため、1・2年生につきましては午前授業とし、3年生から6年生は5時間目の授業を町民センターを使用して行い、その後下校としております。翌日以降も気温の上昇が見込まれたため、同じ対応を行っていましたが、7月23日は更なる気温上昇が見込まれたことから仁木地区の小中学校は午前授業としており、翌24日は臨時休校としております。なお、銀山小学校につきましては、7月23日及び24日は給食後に下校しております。来年以降も記録的な猛暑は続くものと考えておりますが、今年度中に全小中学校に冷房設備が設置されますので、今年のような対応はないものと考えております。以上で、令和7年第3回仁木町議会臨時会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 同意第2号

仁木町副町長の選任について

○議長（横関一雄）日程第6、同意第2号『仁木町副町長の選任について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第2号、仁木町副町長の選任について。仁木町副町長 林 幸治は、令和7年8月26日その任期を満了するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、次の者を仁木町副町長に選任したいので、議会の同意を求めます。令和7年8月5日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町北町3丁目92番地2、林 幸治、昭和34年3月5日生まれでございます。林 幸治、現副町長の経歴について私の方から申し上げます。生年月日、住所については、先ほども申し上げましたが、昭和34年3月5日生まれの満66歳、余市郡仁木町北町3丁目92番地2でございます。札幌市出身で、最終学歴につきましては昭和56年3月に酪農学園大学酪農学部を卒業しております。職歴といたしましては、昭和60年4月に北海道庁に入庁、網走支庁、釧路支庁、道庁農政部、空知管内北村（現・岩見沢市）、北海道立中央農業試験場（現・北海道立総合研究機構農業研究本部）などに勤務した後、平成25年4月より北海道庁の地域振興派遣職員として仁木町に派遣され、農政課主幹として2年2か月本町に勤務し、平成29年8月26日後志総合振興局の農務課長を最後に北海道庁を早期退職され、同年8月27日仁木町副町長に就任し、今日に至っております。このように、北海道及び本町を含む二つの基礎自治体での行政経験を通じて培った幅広い見識を備えております。2期目においては、コロナ禍の下、医療機関や高齢者福祉施設内でクラスターが頻発し、医療介護スタッフをはじめとするエッセンシャルワーカーの確保が困難になることが懸念される中、感染拡大の防止に努めながら快適に滞在できる施設を極めて短い期間で整備し、町民の命を守るための先進的な取組を提案し推進しました。ワイン産地として国内外から高く評価される本町のワイン産業の更なる発展に向け、ブランド化や栽培技術の高位平準化を進めるため、仁木町ワインツーリズム推進協議会の設立や運営に力を発揮しました。また、施設の老朽化が進み、厳しい経営環境にあった仁木町民スキー場やふれあい遊トピア公園について新たな発想のもと、プロスポーツチームが運営に参画するとした斬新なスキームを提案し、その実現に向け力を注ぎました。さらには町民の皆様の中に不安や疑問を持たれていた大規模な風力発電施設の建設計画についても、地域住民の主体による対話方式の説明会の開催に尽力した他、銀山地区における新たなコミュニティ拠点の整備についても構想

づくりの段階から地域住民が参画するといった新たな仕組み導入を提案するなど、町民に向き合い、町民の目線での行政の推進に尽力したことは特筆すべきものであります。私は、3期12年間に於いて、仁木町の未来の創生を目指し、町民の皆さんはもとより仁木町を応援して下さる多くの方々との協同により、様々な取組にチャレンジし、その成果として、本町が消滅可能性自治体のリストから10年の時を経て脱却することが叶いました。その傍らには、副町長に求められるコミュニケーション能力、調整力、戦略的思考、実行力、柔軟性といった役割を発揮されたものと考えるところでございます。さらには後志広域連合の幹事長、後志副町村長会の副会長などの要職に就くなど、後志管内の副町村長のリーダーとしても力を発揮しております。しかし人口減少、高齢化の進展、急速なグローバル化への対応、社会インフラの老朽化の対応、頻発している自然災害への備えをはじめ、本町を取り巻く喫緊の課題が山積している中、町民の皆さまの命と暮らしを守り、本町が持続的に維持発展するための取組を加速化していくことが喫緊の課題となっております。一方、町の職員については、過去に実施した新規職員の採用抑制などの影響により、勤務年数の長い経験豊富な職員が極端に少なくなっている状況になっており、今後ベテラン職員が定年を迎える中、業務遂行能力や政策立案能力の著しい低下が心配される他、若手職員へのOJTやメンター制度なども十分に機能することができず、人材育成への影響も懸念されるところであります。この度、副町長として上程させていただきます林 幸治氏は、豊富な行政経験や仁木町副町長としての8年間の実績を踏まえ、私の意を受け、良き理解者として共に町政を担っていただけるものと考え、山積する課題の解決や若手職員の人材育成において、副町長に適任であると判断し、ここに提案するものであります。格別のご高配を賜り、ご同意賜りますよう切にお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時07分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

これから、同意第2号『仁木町副町長の選任について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第2号『仁木町副町長の選任について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔場内、起立多数〕

○議長（横関一雄）起立多数です。

したがって、同意第2号『仁木町副町長の選任について』は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時10分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第7 同意第3号

仁木町監査委員の選任について

○議長（横関一雄）日程第7、同意第3号『仁木町監査委員の選任について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第3号、仁木町監査委員の選任について。仁木町監査委員 原田 修は、令和7年8月26日その任期を満了するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、次の者を仁木町監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和7年8月5日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町西町3丁目18番地、原田 修、昭和26年1月1日生まれでございます。

本町には法及び、仁木町監査委員条例の規定に基づき、識見監査委員2名により行財政全般にわたっての監査をいただいております。本議案につきましては、そのうちの1名の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

原田 修氏の経歴について、私の方から申し上げます。生年月日、住所については先ほども申し上げましたが、昭和26年1月1日生まれの満74歳でございます。住所は西町3丁目18番地で、最終学歴につきましては、昭和44年3月に北海道立仁木商業高等学校を卒業しております。職歴といたしましては、昭和44年5月に仁木町役場に採用され、昭和59年4月には企画財政課財政係長になり、その後、企画課地域振興係長、総務課総務係長を経て、平成11年12月には管理職に昇格し、総務課長、財政課長を経て、平成19年4月から平成24年9月までの間、仁木町教育委員会教育長として重責を全うされ公務員としての勤めを終えられ、その後、平成29年8月から代表監査委員となり現在に至っております。その他の役職歴といたしましては、平成24年10月から平成25年12月まで社会福祉法人仁木福祉会監事、平成25年12月から現在まで同社会福祉法人理事を務めております。監査委員は時代の潮流を的確に受け止め、本町の財務管理、事業の経営管理、その他行財政運営に関し、住民の代表として議会とは別の角度から監視・点検し、不適切なものについては早期に指導改善をさせ、また、住民からの請求に対して的確に対処して、そのことを町民に公表するという大変に重要な職責と権限を有しております。ご承知のことと存じますが、原田 修氏は総務と財政の仕事を長く経験しており、条例・規則はもちろんのこと、予算の仕組み等につきましても長けている人物であります。私といたしましては、平成29年から仁木町監査委員に選任されております豊富な経験と優れた識見を有する原田 修氏が適任であると考え、提案させていただいたものでございます。なお、任期は令和7年8月27日から令和11年8月26日までの4年間でございます。議員各位のご賢察をいただき、ご同意賜りますよう切にお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、同意第3号『仁木町監査委員の選任について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第3号『仁木町監査委員の選任について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔場内、全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第3号『仁木町監査委員の選任について』は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和7年第3回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました同意案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議のもと、ご同意を賜り、衷心よりお礼を申し上げます。また先ほど副町長、監査委員の選任同意を賜りました両氏におかれましては、豊富な経験と識見を遺憾なく発揮していただき、新たな時代に直面している本町行政に対し、更なるご尽力をお願い申し上げる次第であります。仁木町役場はここ10年で若い人材の採用や社会人を経て奉職した行政職としての経験が少ない職員が増えているというのが実態であります。このことは本町のみならず、多くの自治体が同じ状況下にあります。これまでの時代背景や現代の様々な社会情勢の影響により適正な職員体制の整備が難しいのも事実であります。そのような中であっても、行政機能の充実や効率化を図っていくことが求められている今日、行政に求められる課題は多く、多様化した住民ニーズへのきめ細やかな対応はもとより、少子高齢化、更には現代社会の構造的な問題に起因する様々な事象への対応、また健康問題や環境問題など、町民の生活に密接に関わる事項などが様々挙げられます。こうした行政が取り組むべき新たな課題にどう速やかにかつ効果的に対応することができるのか、今後の行政に課せられた責務は大きいものがある中、住民自治の根幹をなす議会の役割はもちろんのこと、地方公共団体における監査機能が一層その重要性を増しているものと考えます。新たな人材を登用し、発想力を高めることも重要でありますし、経験豊富な人材から学びを受け継ぐことも同時に求められており、日常の仕事を通じて必要な知識、技術、技能、態度などを身につけられるよう意図的、計画的に指導することを指す言葉、OJTの機能を高めていく存在として両氏にはそれぞれの力を存分に発揮していただきたいと願うところでございます。

最後になりますが、これからお盆を迎え、まだまだ暑い日が続くことが予測されますが、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、今後におきましても、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます、本臨時会閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせて

いただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年第3回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時19分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第3回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 令和7年8月5日（1日間）

（ 開会 ～ 午前10時30分 ／ 閉会 ～ 午前11時19分 ）

議 案 番 号	議 件 名	議決年月日	議決結果
同 意 第2号	仁木町副町長の選任について	R7.8.5	同意可決
同 意 第3号	仁木町監査委員の選任について	R7.8.5	同意可決